平成２５年（フ）第２４９号
奈良県大和郡山市北大工町14番地１　シティパレス21柳町Ｐ―Ⅱ303号
債務者　川村　佳司
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２１３号
佐賀県小城市小城町松尾3884番地　三間寺オークハウス303号、住民票上の住所佐賀県小城市三日月町久米1408番地10
債務者　佐藤　多義
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５号
三重県四日市市小古曽６丁目７番７号
債務者　池田　輝美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　慶志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１５６８号
札幌市南区川沿12条２丁目２番12号　植田マンション３号
債務者　プータウェート伸輝（旧姓冨波）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４６号
長崎県長崎市戸町１丁目５番２―1201号
債務者　三浦　正彦
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１６号
愛媛県松山市三町２丁目13番９号
債務者　土居　　等
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２２号
愛媛県松山市鉄砲町６番地９　第７グリーンハイツ106号
債務者　坂本　ゆみ
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８２号
愛媛県西条市高田274番地３、前住所愛媛県新居浜市萩生1754番地
債務者　渡邉　英治
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１３６号
福岡県久留米市白山町186番地７
債務者　武田　誠二
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１５５号
福岡県久留米市青峰３丁目５番11―30号
債務者　野中　敦司
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１７２号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1232番地９
債務者　高森　宏佳（旧姓真島）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
佐賀県鳥栖市浅井町149番地２　市営浅井アパート12―17
債務者　日笠トシ子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
佐賀県武雄市北方町大字志久2461番地
債務者　本山登代樹
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２２号
岩手県宮古市田の神１丁目２番７号　大森アパート
債務者　山口美紀子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第１８号
秋田県由利本荘市八幡下65番地１　司コーポ203
債務者　間杉　順介
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１９号
秋田県にかほ市院内字上杉山23番地　市営住宅ひまわりＡ―４
債務者　佐藤　忠盛
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第２０号
山形県新庄市住吉町４―８、住民票上の住所山形県新庄市大字鳥越1951番地
債務者　国分由美子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
山形地方裁判所新庄支部